

MiiBA(ミィーバ)会則

1. 総則

第1条(定義)

MiiBA(ミィーバ)会則(以下「本会則」という)によって定める条項は株式会社ティップネス(以下「会社」という)および会社と契約した法人が運営するMiiBA(ミィーバ)(以下「本クラブ」という)およびそれに派生するサービス(以下「本サービス」という)に適用されるものとします。

第2条(目的)

本クラブの会員(以下「会員」という)および本サービスの利用者(以下「利用者」という)が、クラブの施設および本サービスを利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

2. 会員・利用者

第3条(会員・利用者)

- ①本クラブは会員制とし、本サービスにおいて店舗ごとに定められた会員プランで契約し、施設および諸サービスを利用することができます。
- ②会員の契約期間は、月単位で本クラブが別途定めた期間とし本クラブ所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。
- ③本クラブは、特に必要と認めた場合、会員以外の方を利用者として本クラブの立ち入り、見学、体験など、施設および諸サービスを利用させることができます。
- ④会員および利用者は、本クラブおよび本サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員および利用者には本会則を適用します。

第4条(入会資格)

本クラブの入会資格、本サービスの利用資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

- ①満18歳以上で、本規約を承認し、諸規則を遵守する方。
- ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- ③過去に本クラブを含む会社が運営するクラブ・施設で除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で除名処分となったことがない方。
- ④将来にわたり、施設を含む敷地内で刺青、ファッションタトゥーを全て隠し、露出せずに施設を利用できる方。
- ⑤将来にわたり、健康状態がすぐれない時、医師等により運動を禁じられている時、集団感染するおそれのある疾病に罹患している時は施設を利用しないことを自ら保証する方。
- ⑥一人で施設利用が困難な時は施設を利用しない、または会員登録をした付添人と一緒に施設を利用できる方。
- ⑦妊娠中は自己の健康状態に留意し、事前に医師の許可を取った上で、自らの判断において常に体調管理に十分注意して施設を利用できる方。
- ⑧その他、本クラブが会員として不適切と判断してない方。

第5条(会員登録・入会手続き)

- ①会員および利用者となる方は、本サービスにて会員登録する際に本会則に同意するものとします。会員登録後の会員プランの契約を会員入会手続きとします。
- ②本クラブは本サービスの利用にあたり必要な個人情報を取得します。会員および利用者は会員登録の際、氏名、性別、生年月日、連絡先電話番号、現住所、メールアドレス、パスワード、顔写真、本人確認書類を登録し、加えて有料サービス利用時には決済情報も登録するものとします。会員は入会手続きに際して、緊急連絡先電話番号、顔写真を登録するものとします。
- ③本クラブは、顔写真を入会手続きによって付与された会員番号を付したデジタル情報として保有し、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービス利用いただくための資格等の確認に利用します。
- ④会員および利用者は登録内容が正確であることを保証します。万が一、登録情報を偽って本クラブの施設、本サービスを利用した場合、

一切の法律行為を取り消すことはできません。

- ⑤本クラブは会員および利用者の登録情報を、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービス利用いただくための資格等の確認に利用します。
- ⑥会員登録を喪失した方が、本クラブに入会を希望する場合、本クラブは資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない、または会員登録を認めない場合があります。

第6条(メンバーコード)

- ①本クラブは、会員に対しメンバーコードとして「QRコード」を交付します。「QRコード」は株式会社デンソーウェーブ様の登録商標です。
- ②会員は本クラブおよび本サービスの利用にあたり、「QRコード」を提示しなければなりません。会員本人がQRコードを提示できない場合は施設の入退場ができません。また、提示が必要なサービスを利用できません。
- ③会員はいかなる場合にも、メンバーコードを他人に開示、貸与、譲渡、もしくは他人と共用することはできません。メンバーコードは会員本人のみが使用できるものとし、万一他人に貸与、他人と共用した場合は第11条⑥により除名とします。

第7条(諸会費・諸料金)

- ①会員および利用者は本クラブが定めた諸会費・諸料金を、会員プラン・オプション・有料サービス契約毎に定めた方法で、本サービスに登録した所定の方法にて、本クラブに納入しなければなりません。会員は入会手続き時に入会当月分と翌月分の月会費を含めた初期費用を全額先に所定の方法にて支払うものとします。また、月々の諸会費・諸料金は、毎月15日までに登録された会員本人名義の所定の方法にて翌月分を支払うものとします。また、月々の諸会費・諸料金は、毎月15日までに登録された所定の支払い方法にて翌月分を支払うものとします。
- ②諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本クラブがこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会社は、会員に対してその差額を徴収または返還するものとします。利用回数の有無にかかわらず、退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金を会社に前受金として納入している方が退会した場合は、本クラブが別途定める基準により算出した金額を、月会費の振替口座へ返還するものとします。
- ③諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、会員は本クラブが定めた方法で差額を負担するものとします。
- ④本クラブが運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員プランの改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、本クラブが定めた方法により告知するものとします。
- ⑤諸会費・諸料金を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の諸会費・諸料金は支払わなければなりません。会員が自己都合により諸会費・諸料金を滞納した場合、本クラブが指定する方法で支払わなければなりません。その際必要な遅延損害金、金融手数料等の費用はすべて会員本人が負担するものとします。
- ⑥一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、本クラブ所定の退会手続きが完了するまでの間、本クラブが適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人とします。

第8条(退会・プラン契約の解除)

- ①会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の15日迄に、本サービスにて会員プランの契約解除手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、15日を過ぎた場合、翌日以降の月末日の退会となります。会員は退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。
- ②来店、電話、電子メール、ファックス等による退会手続きはできません。

第9条(会員資格の譲渡、相続、貸与)

会員および利用者は、如何なる場合も、その会員資格・利用資格を他に譲渡・相続または貸与することはできません。

第10条(諸手続き)

- ①会員本人が本サービスにて諸手続きを行なうものとします。
- ②会員は会員プラン・プライベートロッカー・オプション・サービスに関する契約・変更・解約等の手続きを、本サービスにて完了しなければなりません。
- ③会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、本サービスにて速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
- ④会員の氏名、性別、生年月日、連絡先電話番号、緊急連絡先電話番号、現住所、メールアドレスについて、本クラブが変更の事実を確認した場合は、登録内容を変更できるものとします。
- ⑤本クラブは、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認のため、入会手続きの際に登録された顔写真の更新が必要と判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。

第11条(会員除名)

会員が次のいずれかに該当した場合は、本クラブは除名とすることができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後本クラブを含む会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。(但し、本クラブを含む会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)

- ①本会則、その他本クラブが定める諸規則に違反したとき。
- ②諸会費、諸料金の遅延など支払いを怠ったとき。諸会費・諸料金を滞納し、本クラブの催告に応じないとき。
- ③会員登録および入会に際して本クラブに虚偽の申告をしたとき。
- ④本クラブが会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑤暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
- ⑥第15条各号の禁止行為を行ったとき。
- ⑦その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第12条(会員資格喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。また、会員資格を喪失した会員契約は直ちに無効となり、以後の入場、施設利用はできません。

- ①退会したとき。
- ②除名されたとき。
- ③死亡したとき。
- ④本クラブを廃止したとき。

第13条(健康管理)

- ①会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
- ②会員は疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合、または施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の疑いが生じた場合には施設利用を中止するものとします。

3. 施設・サービス利用

第14条(諸規則の厳守)

会員は本クラブ施設・サービス利用に際して、本規約および別途定める規則と注意事項を厳守し、本クラブでは従業員の指示に従っていただきます。

第15条(禁止事項)

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止します。

- ①メンバーコード「QRコード」を他人に貸与すること。
- ②会員の入場と同時に施設の利用資格がない同伴者を施設内へ入場させること。
- ③運動に不適切な服装、装飾品、履物を着用して施設を利用すること。
- ④動物を施設内に持ち込むこと。
- ⑤刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- ⑥施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)
- ⑦許可なく施設内で撮影・録音すること。

- ⑧本クラブの諸施設・器具・備品その他管理する物品の損壊や持ち出し、落書きや造作をすること。
- ⑨所定の場所以外での排泄行為。
- ⑩他人や従業員、本クラブ、会社に関する事柄を口頭、文書、電子的手法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。
- ⑪許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をすること。
- ⑫他人や従業員の身体を押し、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- ⑬痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- ⑭他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
- ⑮正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。
- ⑯支払うべき利用料、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- ⑰他人の施設利用を妨げる行為。
- ⑱酒気を帯びて施設内に入場すること。
- ⑲過剰、不当な要求行為。
- ⑳その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第15条の2(本サービスの禁止事項)

本サービスにおいて以下①～⑦を行ってはならないものとします。

- ①意図的に虚偽の情報を登録・提供する行為。
- ②著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為。
- ③個人や団体を誹謗中傷する行為。
- ④法令、公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為。
- ⑤本サービスを利用しての営利を目的とした情報提供等の行為。
- ⑥本サービスの運営を妨げる行為、または会社および本クラブの信頼を毀損する行為。
- ⑦会社および本クラブまたは第三者等に損害等の不利益を与え、または与える恐れのある行為。

第16条(本サービスの転売、転用の禁止)

会社および本クラブの提供するサービス、サービスの利用(使用)、サービスへのアクセスについて、その全部あるいは一部を問わず商業目的で利用(使用、再生、複製、販売、再販売などの形態のいかなを問いません)することを禁止いたします。

第17条(入場禁止、退場)

本クラブは下記の項に該当する方に入場禁止、退場を命じることができま

- ①本会則および諸規則を遵守しない方。
- ②集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- ③正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
- ④第4条の入会資格を満たしていないと本クラブが判断した方。
- ⑤第15条で禁止されている行為を行った方。

第17条の2(施設・サービス利用制限)

本クラブは下記の項に該当する方に施設・サービス利用の制限を命じることができま

- ①健康状態により、医師から運動を禁じられている方。
- ②本クラブが運動やサービス利用することが好ましくないと判断した方。

第18条(損害賠償)

- ①本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について本クラブに帰責事由が認められる場合に限り、本クラブは適正な範囲の賠償をするものとします。
- ②会員が本クラブの施設利用に際して本クラブ、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。
- ③会員および利用者は本サービスの利用にあたり登録したメールアドレス、パスワード、各情報を自己の責任において安全に管理・保管し、第三者による不正使用がないように必要な措置を講じるものとしま

す。本クラブは会員および利用者の管理不行き届きによって生じた損害に関して一切の責任を負いません。

第19条(盗難)

会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本クラブの利用に際して生じた盗難・毀損等については、本クラブに帰責事由が認められる場合に限り、本クラブは適正な範囲の賠償をするものとします。

第20条(紛失物・忘れ物・放置物)

- ①会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、本クラブは一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- ②忘れ物・放置物について、本クラブは速やかに施設近隣の警察署へ届け出るものとします。但し、腐敗のおそれがあるなど衛生安全管理上、保管は不適切と判断したものは、適宜処理させていただきます。

第21条(本サービス内容の変更・中止)

- ①天災地変、システムの異常・故障、その他の理由により本サービスが継続できないと判断した場合、会社は本サービスを停止・中止などの措置をとることができます。この場合、本サービスの停止・中止などにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。
- ②会社が必要と判断した場合、事前の予告をすることなく本サービスの手続きに必要な取得項目を変更することができるものとします。

第22条(利用案内)

本規約に定めないクラブ運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内または本クラブが別途定める規則に定めます。

第23条(営業日・営業時間)

本クラブの施設の営業日・営業時間は別途定めます。

4.施設営業

第24条(施設の利用制限と休業)

- ①本クラブは次の理由により、施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休業することがあります。
 - (1)気象、災害、警報、注意報、疾病・感染症等の拡大蔓延等またはそのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと本クラブが判断したとき。
 - (2)行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと本クラブが判断したとき。
 - (3)入居している複合施設が休館するとき。
 - (4)施設点検、施設の改装または修理、その他の工事により営業ができないと本クラブが判断したとき。
 - (5)突発的なシステム/機器障害等により正常に入退室管理を行えないと判断したとき。
 - (6)疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・要請・働きかけがあったとき。
 - (7)その他、本クラブが休業または一定時間の利用制限が必要と判断したとき。
- ②予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。
- ③店舗毎に施設の一部分または一定時間の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、本クラブは会員に会費を返還しないものとします。また、①(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の事由により施設の全部を休業する場合の会費については、以下のとおりとします。
 - (1)月間10営業日以上(2月は9営業日以上)施設の全部を休業した場合は、休業した日数分を日割り計算し翌月以降の月会費へ充当いたします。
- ④本クラブは、会社の判断により例外的な措置として③を適用せずに会社の裁量において会費の割引、返還、減免その他の対応を行うことがあります。

第25条(本クラブおよび施設の廃止・統合)

会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃止・統合をすることがあります。

- ①気象、災害等により施設を休業し、再開業が困難と判断したとき。
- ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。本クラブおよび施設の

廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとし

5.その他

第26条(個人情報保護)

本クラブは、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、会員の個人情報はじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは、会社および本クラブホームページに掲載いたします。

第27条(会則の改定)

本クラブは本会則を改定ことができ、改定された本会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。また、本クラブが本規約を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第28条(告知及びご連絡)および別途本クラブが告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。

第28条(告知及びご連絡)

- ①本会則に別途定めがある場合を除き、本クラブが会員に対して行う告知および通知は、本サービス並びに施設内への掲示および会社のウェブサイト、本クラブのウェブサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員は本クラブからの告知および通知に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員が認識されなかったことについて、本クラブは何らの責任も負わないものとします。
- ②本クラブから会員への通知は、会員が本サービスにて登録したメールアドレス等に宛て発信されるものとし、当該メールアドレス等に宛てて発信された電子的手法での通知が会員に到達しなかったことについて、本クラブは何らの責任も負わないものとします。

附則

本規約は、2025年4月1日より施行いたします。

法人月会費制会員 会則における特別

法人月会費制会員は、MiiBA 会則に次の事項を追加いたします。

第1条 MiiBA会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。

- ①契約法人が本クラブを退会した場合は、各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。)
- ②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、会員本人が退職または脱退月の15日迄に来店し所定の手続きを完了しなければなりません。

第2条 MiiBA会則第12条(会員資格喪失)について以下の通り追加いたします。

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①契約法人が本クラブを退会したとき、または契約法人たる資格を喪失したとき。
- ②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。

第3条(効力)

本特則は2025年4月1日より適用します。

本特則に定めのない事項は、全てMiiBA 会則に従うものとします。

以上

株式会社ティップネス